

【第3分科会】

介護福祉士養成学校存続に向けて ～養成校継続活動の展開～

講師 井之上 芳雄（いのうえ よしお）氏

自己紹介

大学時代にYMCA（キリスト教青年会）という青少年のために様々な運動を展開する世界的な団体にて野外活動のキャンプリーダーとしてボランティア活動を体験したことで、大学卒業後にYMCAに入職、40年間スタッフとして働いてきました。入職中に経験した業務は、学校教育部門では小中学生の英語教育、大学進学予備教育、日本語教育、英語・秘書・国際ビジネスの専門学校教育、介護福祉士養成の専門学校教育、そして社会教育部門では、徳島県のYMCA阿南国際海洋センターにおいて幼児から高齢者までを対象にした海洋活動や自然体験活動そして宿泊研修業務などを行い、同時に地域活動として地元の国際交流協会やサッカーチームの海外交流などに携わりました。退職後は、妻の議員事務所にてスタッフとして手伝っています。また在職中に日本語学校の校長として、中国はじめ東南アジアで留学生の募集活動に携わった経験をもとに日本介護福祉士養成協会の留学生支援委員会の委員長として全国の会員校の留学生支援を行っています。

退職後に日本語学校や介護福祉士養成の学校からの誘いはありましたが、政治の世界をのぞきたく妻の仕事の手伝いを優先し、すべて断りました。その後、同居していた高齢の妻の母が脊柱管狭窄症で倒れてから家事ができなくなり、多忙を極める妻を支えるためにも、生まれて初めて専業主夫として炊事洗濯掃除など家事一切を取り仕切っております。主婦業、母親業そして介護職のありがたみをつくづくこの歳になって実感する毎日です。

履歴

- 1978年3月 京都産業大学外国学部英米語学科国際関係論専攻 卒業
- 1978年4月 大阪YMCA入職
(学校教育部門12年・社会教育部門13年)
- 2003年2月 和歌山YMCA移籍
- 2003年3月 NPO法人和歌山YMCA総主事就任
学校法人和歌山YMCA国際福祉専門学校校長就任
- 2018年3月 退職・学校法人和歌山YMCA理事就任
- 2018年4月 衆議院議員浮島とも子事務所スタッフ活動開始

現在に至る

社会的活動

2007年5月 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会・参与就任

2013年5月 同会・理事就任（同会近畿ブロック代表理事）

2015年7月 同会・副会長就任 留学生支援委員会委員長

2014年5月 和歌山県福祉人材確保推進協議会委員

2016年9月 厚生労働省社会保障審議会・福祉人材確保専門員会委員

2020年6月 公益財団法人国際人材普及振興協会 理事就任

2022年3月 一般社団法人グローバルカイゴ検定協会 理事就任

2023年1月 NPO 法人外国人介護人材を支援する連絡協会 理事就任

留学生の受入れと在籍管理について

日本介護福祉士養成施設協会全国教職員研修会
第3分科会

2024年10月25日 於：山形テルサ

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会

副会長 井之上芳雄

養成校各年度の入学者数推移

養成施設数（課程数）	375	347	327	314	296	279
入学定員数（人）	14,387	13,659	13,040	12,467	12,089	11,139
入学者数（人）	6,982	7,048	7,183	6,802	6,197	6,546
うち新卒者等	4,180	3,941	4,288	4,296	3,930	3,084
うち離職者訓練生	765	712	706	626	465	408
うち外国人留学生	2,037	2,395	2,189	1,880	1,802	3,054
留学生の出身国数	26	20	28	22	25	20
定員充足率（%〔全体〕）	48.5	51.6	55.1	54.6	51.3	58.8
入学者に占める留学生割合	29.2	34.1	30.5	27.6	29.1	46.7

各年度留学生国別入学者数

※令和元年度：ベトナム 1,047 人、中国 212 人、ネパール 203 人、フィリピン 163 人、インドネシア 106 人、

※令和2年度：ベトナム 1,015 人、ネパール 304 人、中国285 人、フィリピン 274 人、インドネシア 153 人、ミャンマー110 人、

※令和3年度：ベトナム 750 人、ネパール 620 人、中国254 人、フィリピン 187 人、インドネシア 133 人、ミャンマー75 人、

※令和4年度：ベトナム 629 人、ネパール 383 人、中国255 人、ミャンマー165 人、フィリピン 129 人、インドネシア 112 人、

※令和5年度：ベトナム 430 人、ネパール 367 人、ミャンマー318 人、中国213 人、インドネシア 207 人、

※令和6年度：ネパール1,311人、ミャンマー533人、ベトナム431人、中国223人、インドネシア205人、スリランカ115人、…

第36回国家試験合格率別合格者数・養成校の分布（留学生・新卒者のみ）

受験者10人以上（67校）			受験者10人未満（120校）		
合格率	校数	合格者数	合格率	校数	合格者数
100%	3校	41人	100%	28校	55人
90%以上	4校	97人	90%以上		
80%以上	3校	54人	80%以上	7校	38人
70%以上	9校	122人	70%以上	6校	27人
60%以上	7校	101人	60%以上	6校	18人
50%以上	11校	134人	50%以上	16校	38人
40%以上	8校	77人	40%以上	5校	15人
30%以上	5校	69人	30%以上	3校	5人
20%以上	9校	56人	20%以上	2校	3人
10%以上	5校	10人	10%以上		
10%未満	3校	3人	10%未満		
0%			0%	14校	39人受験
合計	67校	合格者764人	合計	87校	合格者199人
		不合格者742人			不合格者138人

			受験者無	33校	
	受験者総数	合格者数	合格率		
第36回	1,843人	963人	52.3%		
第35回	2,151人	1,083人	50.3%		
第34回	2,053人	616人	30.0%		

第36回国家試験**受験者数**各養成校分布（日本人＋留学生全体**新卒者**受験者）

		留学生多数 (留学生2割以上)	全員留学生	留学生少数 (留学生2割未満)	全員日本人
受験者数70人以上	1校	1校			
〃 60人以上	6校	4校	1校	1校	
〃 50人以上	4校	2校	1校	1校	
〃 40人以上	15校	9校	1校	3校	2校
〃 30人以上	31校	15校	4校	6校	6校
〃 20人以上	68校	31校		11校	26校
〃 10人以上	112校	27校	3校	15校	67校
〃 10人未満	80校	10校	4校	1校	65校
〃 ゼロ	28校				
合計	345校	99校	14校	38校	166校

黄色－留学生に頼らず日本人学生だけでクラスが成立する生き残れる養成校か。(60校)

橙色－ぎりぎり厳しい状況にある。(82校)

青色－留学生の強い募集ルートを持ち、何とか生き残れる養成校か。(38校)

緑色－留学生の獲得ができないと学校の存立そのものが危うくなる養成校。(57校)

赤色－存立そのものが危機的状況(80校)

新卒受験者ゼロ＝すでに閉校した、或いは募集停止した養成校。(28校)

第36回介護福祉士国家試験ルート別合格率

	養成校（新卒者）			福祉系高校 新卒者	EPA (ベトナム) 初受験者	受験者全体
	全体	日本人	留学生			
受験者数	6,106	4,263	1,843	2,107	171	74,595
合格者数	5,053	4,090	963	2,020	151	61,747
合格率	82.8	95.9	52.3	95.9	88.3	82.8

※試験センター発表数字および厚労省ホームページから

「留学生の在留管理に関する新たな対応方針」策定 2019年(令和元年)6月11日文科省・入管庁

①令和元年：一部の大学専門学校において大量の留学生が所在不明、不法残留者発生



②令和元年3月～5月：5回にわたり実地調査



③問題点判明：1. 不十分な在籍管理 ・ 授業欠席者への不十分な履修指導
2. 不適切な入学選考 ・ 甘い入学試験・不十分な日本語能力
・ 学費未納(経費支弁能力確認不十分)
→多数の退学者・除籍者・所在不明

④6月新たな対応方針策定→上陸基準省令の改正

留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針

2019年6月11日
文部科学省
出入国在留管理庁

- 我が国の外国人留学生は修学を目的に来日して高度な知識・技能を身に付け、多様な活躍の機会を得ることが期待される。
- 我が国での就労を目的とする留学生を安易に受入れることは、留学生本人の不利益につながるとともに、受入機関の教育活動・在籍管理・学校運営への支障が生じる可能性がある。また、適正な留学目的で来日する留学生も含めた、留学生制度全体の信頼・信用の失墜につながる。
- このため、留学生の在籍管理の徹底について、政府・大学等が一体となって対策を講じることが必要

現状の課題

① 所在不明者や所在不明を理由とした除籍者が多く発生し、不法滞在、不法就労等につながっている実態が懸念される

1. 正規・非正規・別科の留学生受入れに共通した対応方針

(1) 留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化

- ◆ 各大学等への通知発出により在籍管理の徹底を再要請 措置済
- ◆ 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告の実施方法の見直し 措置済
- ◆ 所在不明者等の発生状況に応じて在籍管理状況を調査、必要な改善指導を実施

実態把握の手順

- ① 長期欠席者（1カ月）の状況に応じて、原因分析と対応策の報告を要請
- ② 不法残留者、退学者、除籍者、所在不明者等の発生状況に応じてヒアリング、実地調査等を実施
- ③ 在籍管理が不十分な場合、改善指導

(2) 在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格審査の厳格化 （法務省令等の改正）

- ◆ 1. の改善指導の結果、改善が見られない場合、在籍管理非適正大学として、法務省に通告

文部科学省の対応策

出入国在留管理庁の対応策

- ◆ 「在籍管理非適正大学」及び3年連続「慎重審査対象校」（注）とされた大学等については、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、大学等名を文部科学省と同時に公表
- ◆ 「慎重審査対象校」の判断基準の見直し及び同校の留学生の在留資格審査において、経費支弁能力に関する資料に加え、日本語能力について試験による証明を求めることを検討

（注）慎重審査対象校とは、不法残留者数等にかんがみ、留学生の経費支弁能力等について慎重な審査を行う大学等を指す

※ 上記の他、文部科学省として、不法残留者等の発生状況を踏まえた私立大学等経常費補助金の減額・不交付措置の導入、在籍管理の適正を欠く大学等への制裁の強化（奨学金枠の削減、該当大学名の公表、政府主催の留学フェアへの参加制限）等

2. 非正規・別科・専門学校への追加的対応方針

(1) 非正規や別科（専ら日本語教育を行うもの以外）等を活用する学校への対応方針

② 学部研究生、別科（専ら日本語教育を行うもの以外）、専門学校を、実質的に進学のための予備教育課程として運用し、日本語能力が十分でない留学生を受入れている実態が懸念される

◆ 実質的に大学学部進学のための予備教育課程として運用されていないか、大学入学相当（日本語能力試験N2相当）の日本語能力を入学時に求めているかについて確認、法務省に通告

確認の観点

- ・入学時の日本語能力要件（日本語能力試験N2相当）
- ・履修科目の正規課程科目との同一性
- ・日本語科目のレベル・経費支弁能力の確認方法 等

◆ 専門学校についても所轄庁（都道府県）が同様の情報把握や地方出入国在留管理局への提供を行うよう、所轄庁に要請、あわせて確認の観点など必要なノウハウを提供

◆ 大学学部進学のための予備教育を受ける場合は、上陸基準省令上の研究生・聴講生による在留資格「留学」の対象外とする

（2（2）の留学生別科の新上陸基準での受入れに移行）

※これにより、日本語教育機関から実質的に日本語予備教育を受ける学部研究生等に進学した場合には在留期間の更新ができなくなる。

◆ 専門学校についても、文部科学省、地方出入国在留管理局及び所轄庁との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、1（2）と同様に、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、専門学校名を所轄庁と同時に公表

(2) 専ら日本語教育を行う別科（留学生別科）への対応方針

③ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、教育の質確保や留学生の適正な受入れのための仕組みがない

◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関に関する法務省の告示基準に準じた上陸基準省令に基づく基準を策定

準用する告示基準の要素の例

- ・学則
- ・教育課程
- ・生徒数
- ・教員・事務職員
- ・施設・設備（校地・校舎、教室等）
- ・入学者の募集・選考
- ・在籍管理
- ・抹消の基準 等

◆ 留学生別科の教育施設・設備、教員の資質等が基準に適合するかどうかを確認、法務省に通告

◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科で受け入れる留学生の在留資格審査においては、当該別科が文部科学省による基準適合性の確認を受けていることを許可の要件とする

【上陸基準省令の改正】

現状の課題

文部科学省の対応策

出入国在留管理庁の対応策

「留学」に係る上陸基準省令の改正について

「留學生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」（2019年6月11日文科科学省・出入国在留管理庁策定）に基づく措置（日本語教育機関認定法施行に伴う対応含む。）として、上陸基準省令の所要の改正を行うもの。

【背景】平成31年頃、一部の大学（別科等の非正規課程（注1））や専門学校の留學生が多数行方不明となる事案が判明。文科科学省及び出入国在留管理庁において、平成31年3月から令和元年5月にかけて実地調査を行ったところ、以下の問題点が判明。

問題点1 留學生に対する不十分な在籍管理

問題点2 不適切な入学選考等

（注1）学位課程でないもの全般を言う。

対応1. 「留學生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」の策定（令和元年6月）

我が国での就労を目的とする留學生の安易な受入れは、受入機関の教育活動への支障や留學生受入れ制度の信用失墜につながることから、留學生の在籍管理の徹底について政府・大学等が一体となって対策を講じることが必要。

【対応方針の概要】

- 在籍管理の適正を欠く大学・専門学校等について、改善が認められるまでの間、留學生への在留資格「留学」の付与を停止。 ⇒ 《上陸基準省令において適切な在籍管理を要件として明文化》
- 研究生・聴講生（注2）として専ら日本語教育を受けようとする者については、在留資格「留学」の付与を認めない。（注2）研究生・聴講生は省令で定められた教育機関に入学する必要がある。 ⇒ 《上陸基準省令における研究生・聴講生の要件の見直し》
- 大学の非正規課程、専門学校等（日本語教育機関を除く。）が実質的に日本語の予備教育課程として運用されないよう、入学時に高等教育機関において教育を受けるに足る日本語能力（日本語能力試験N2相当）を求めているか確認。 ⇒ 《上陸基準省令における専修学校等に入学するための日本語能力要件の見直し》
- 専ら日本語教育を行う課程（大学の別科等）に留學生が入学する場合、在留資格審査（注3）で当該課程が文部科学大臣による認定を受けていることを許可要件とする。 ⇒ 《上陸基準省令における専ら日本語教育を受ける者の要件の整理》

（注3） 現行の入管法令では、留學生が教育を受ける活動を行うことのできる教育機関を定めており、専修学校等（大学を除く。）が留學生を受け入れ専ら日本語教育を行う場合、教育機関が法務省告示で定められる必要がある。

対応2. 日本語教育機関認定法（令和5年法律第41号）の制定（令和6年4月施行）

令和5年6月に、日本語教育の水準の維持向上を図るため、大学の日本語別科・準備教育課程も含めた日本語教育を行う教育機関について、適格性を有するものにつき、文部科学大臣が認定する制度を創設。

1. 「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」への対応

※ 各種見直しに当たっては、必要に応じて経過措置を設ける

適切な在籍管理を要件として明文化する見直し

- 留学生を受け入れる教育機関が、受入れに必要な管理体制を整備していることを要件とする。

日本語教育のための研究生・聴講生の受入れを認めない見直し

- 研究生・聴講生として専ら日本語教育を受けようとする者については、上陸基準省令上、留学を認めないものとして取り扱う。

専修学校等に入学するための日本語能力要件の見直し

- 専修学校又は各種学校（日本語教育を行う場合を除く。）で受け入れる留学生の日本語能力要件のうち、日本語教育機関での履修歴を「6月以上」から「1年以上」に変更する。

2. 日本語教育機関認定法施行への対応

※ 日本語教育機関認定法の経過措置期間に合わせ、令和6年度より5年間、移行に伴う必要な措置を講じる

認定日本語教育機関を受入れ対象とする見直し

- 外国人が、大学、専修学校、各種学校又は各種学校に準ずる教育機関において日本語教育を受けようとする場合、当該機関が認定日本語教育機関であることを在留資格「留学」による受入れ要件とする。

(注) ここでの「日本語教育」は、日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育をいう。

専ら日本語教育を受ける者の要件を整理する見直し

- 認定日本語教育機関の対象となる専ら日本語教育を行う大学の別科等、専修学校専門課程及び準備教育課程で受け入れる留学生についても、上陸基準省令上、他の日本語教育機関と同様に取り扱う。

(注) これにより、一部の留学生の配偶者及び子について「家族滞在」の在留資格による入国が認められなくなるなどの影響が生じる。

留学生の卒業後等における教育機関の取組の考え方について

出入国在留管理庁
平成27年1月策定
令和6年2月改定

教育機関は、留学生の受入れに当たり適切な入学者選抜を行うとともに、受け入れた留学生に対し責任をもって在籍管理や生活指導を行うことが求められる。また、卒業や退学等によって留学生の受入れを終了する際又は終了した後においては、次のような取組が求められる。



1. 留学生の受け入れ終了（卒業、退学）を入管庁・文科省へ報告
2. 進学希望留学生への進学先への入学事実の確認
3. 就職希望留学生への就職先への内定・入職事実の確認及び在留資格変更の確認
4. 進学・就職以外を希望する者への対応、在留資格変更の確認
5. 帰国希望者または進路不明のものへの対応、帰国指導、出国事実の確認
6. 特定活動の在留資格で継続就職活動者への対応、在留資格変更または帰国指導等
7. 卒業後3か月経過するまでに所在不明の場合、退学又は除籍処分を入管庁へ届け

「著しく不適切な受入体制」の考え方

令和6年4月策定
出入国在留管理庁

この指針は、出入国在留管理庁が教育機関による留学生（留学の在留資格をもって在留する者をいう。以下同じ。）の「受入体制」について、これを「著しく不適切」と判断する際の考え方を示すものである。

「留学」の在留資格に該当する活動は、本邦の教育機関において教育を受ける活動であり、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）別表第一の四の表の下欄に規定されている。また、法務省令において、本邦に上陸しようとする外国人が適合すべき基準が規定されており、在留資格「留学」に係る基準2号の2の「申請人が教育を受けようとする教育機関が、当該教育機関において教育を受ける外国人の出席状況、法第十九条第一項の規定の遵守状況、学習の状況等を適正に管理する体制を整備していること」の規定に適合していない場合には、外国人の上陸は認められないこととなる。

そこで、申請者及び関係者の予見可能性を高めるため、教育機関による留学生の受入体制が「著しく不適切」と判断される場合について、以下のとおり例示する。

なお、関係省庁等から留学生を受け入れる教育機関の受入体制が「著しく不適正」である旨の通報がある場合、当該事由に基づき、関係省庁等において教育機関名の公表に至った場合、教育機関への処分が行われた場合においても、改善が認められるまでの間、上陸基準に適合しないものとして取り扱う。



1. 出席状況を適正に管理していない場合
2. 資格外活動の状況を適正に管理していない場合
3. 学習の状況等を適正に管理していない場合
4. 留学生に対し、人権侵害行為を行い、また法令に違反する行為を唆し、若しくは助けている場合
5. 教育を受ける活動を適正に行っているとは認められない留学生が相当数存在する場合であって、その状況を是正する措置が適切にとられていないとき

高参国第4号
令和6年4月4日

各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長 殿

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）
佐藤 邦明

外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）

文部科学省では、外国人留学生の受入れ推進を図るため、従来、各国公私立大学及び各国公私立高等専門学校（以下「各大学等」という。）において外国人留学生の適切な受入れ、在籍管理の徹底等がなされるよう求めています。

令和元年には、一部の大学等において不適切な入学者選考や不十分な在籍管理等により大量の所在不明者等の発生を招いた事案を踏まえ、「外国人留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」（令和元年6月11日付け 文部科学省・出入国在留管理庁）を策定し、在籍管理の徹底について政府・大学等が一体となって対策に取り組んでおります。

また、令和6年4月中に「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」を策定し、更に在籍管理の徹底を図ることを予定しています。

については、各大学等においては下記の事項に十分留意され、外国人留学生の受入れ及び在籍管理の徹底等を適切に行ってくださいようお願いいたします。



1 外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について

(1)外国人留学生の適切な受入れについて

「真に修学を目的とし、その目的を達成するために十分な能力・意欲・適性等を有しているかを適切に判定すること」一令和5年6月2日通知

必要な日本語能力基準を明確化すること。（日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上が目安）入学を許可して受け入れた外国人留学生については責任をもって在籍管理を行う必要あり。教育体制に見合った数に留めるべき。

(2)外国人留学生の適切な在籍管理の徹底について

各留学生の学業成績、資格外活動の状況把握。特に資格外活動の理解を深めること。

→在留期間許可申請が不許可になる事例あり。退学処分後の指導、不法滞在にならないように。

(3)留学生別科及び研究生・聴講生・科目履修生等について

※個別の専攻分野の名称を冠するなど、外形上は日本語教育を主目的と位置付けていない別科や課程等であっても、学生を受け入れる際に求めている日本語能力や、提供される教育内容が、実態として日本語教育機関認定法の適用対象であると判断される場合には、同法に基づく留学のための課程の認定を受ける必要が生じますのでご留意ください

2 留学生の卒業後における教育機関の取組等について

3 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告について

大学は毎月10日報告、在籍管理が適切に行われていない大学等については文科省から指導。入管庁からも不法残留者・除籍者、所在不明者の発生要因の分析、対策を要請。

令和6年4月26日
文部科学大臣決定

「外国人留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針（2019年6月11日付け文部科学省・出入国在留管理庁）」及び「教育未来創造会議第二次提言（令和5年4月27日）」を踏まえ、留学生制度全体の信頼・信用を維持し、外国人留学生の受け入れを推進するため、**下記のとおり外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導を実施**する。

記

1. 対象学校

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校

2. 対象学生

対象学校に在籍する全て*の外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1に定める「留学」の在留資格を有する者）*正規課程生か非正規課程生かは問わない。

3. 指導方法

(1) 在籍管理状況の調査

対象学校からの外国人留学生の退学者、除籍者及び所在不明者（以下「退学者等」という。）の毎月の定期報告により、対象学校の在籍管理状況を確認。必要に応じて、対象学校に対し、書面調査、ヒアリング又は実地調査（以下「改善指導」という。）を実施。なお、各対象学校の在籍管理に帰責性のない要因で発生した退学者及び除籍者については、定期報告を通じて確認。

【定義】

- ・退学者 …対象学校の取扱い上、退学となった者（単位取得退学は除く）
- ・除籍者 …対象学校の取扱い上、除籍となった者
- ・所在不明者…所在が不明である者

(2) 在籍管理非適正状態の確定及び改善指導対象校の指定

(1) の定期報告により、毎年5月1日を基準日として、基準日における各対象学校の全留學生数に対する1年間（4月～翌年3月）の退学者等（各対象学校の在籍管理に帰責性のない要因で発生した退学者及び除籍者を除く）の人数の割合が5%を超える（基準日における全留學生数が19人以下の場合は退学者等数が1を超える）（以下「在籍管理非適正」という。）状態にある対象学校を「改善指導対象校」として指定し、当該対象学校に通知するとともに、文部科学省において公表。

なお、改善指導を実施した結果、翌年度又は翌々年度において、基準日における各改善指導対象校の全留學生数に対する1年間（4月～翌年3月）の退学者等の人数の割合が5%以下（基準日における全留學生数が19人以下の場合は退学者等数が1以下）（以下「在籍管理適正」という。）の状態となった場合には、「改善指導対象校」の指定を解除し、当該対象学校に通知するとともに、文部科学省において公表。

(3) 在籍管理非適正校の指定

「改善指導対象校」に対し改善指導を実施しても在籍管理非適正の状態が改善せず、3年連続「改善指導対象校」として指定した場合には、当該対象学校を「在籍管理非適正校」として指定し、当該対象学校に通知するとともに、文部科学省において公表。併せて、出入国在留管理庁に通告。

(4) 在籍管理非適正校の解除

「在籍管理非適正校」に対する措置は、指定後、通算で3回在籍管理適正になった翌年度又は外国人留学生の在籍者が0になった翌年度に指定を解除する。ただし、3年連続で在籍管理非適正だった期間がある場合は、指定を解除するのは外国人留学生の在籍者が0になった場合に限る。

「在籍管理非適正校」の指定を解除した場合は、当該対象学校に通知するとともに、文部科学省において公表。併せて、出入国在留管理庁に通告。

なお、外国人留学生の在籍者が0になった翌年度に指定を解除する場合には、指定を解除した後、次に外国人留学生の募集を行う場合には、改善内容を明らかにした実施計画書をあらかじめ文部科学省へ提出することを求めることとする。また、その後、初めて外国人留学生の在籍が生じた年度において在籍管理非適正状態となった場合には、直ちに「在籍管理非適正校」に指定する。

4. 施行

令和6年4月以降の退学者等から適用を開始。

令和7年度以降から「改善指導対象校」の指定を開始。

令和9年度以降から「在籍管理非適正校」の指定を開始。

5. その他

改善指導に当たっては、必要に応じて出入国在留管理庁から情報の提供を受けるとともに合同により実施することとする。

本人の問題

- ①日本語力の低さ→授業についていけない
- ②介護職や介護福祉士資格への理解不足
→単純に就労ビザが取れる・奨学金があるからだけの理由で選択
- ③経済的理由→バイトに専念→予復習の時間がない

学校側の問題

- ①安易な入学選考による受入れ、経営者側と教員側の不一致
- ②日本語の補講がない、あっても不十分
- ③授業のあり方、進め方も日本人中心、留学生への配慮がない
- ④生活指導はじめ相談支援の不十分さ、留学生受入れ姿勢、体制の問題
- ⑤最後は人間関係・信頼関係か。

- ・ 入試選考の問題－入学条件の明示「日本語能力N2以上または相当レベル」

確実に日本語能力を測定できる入試を実施のこと。日本語能力N2以上でなければ授業の理解はできない。N2でも苦しいと考えるべき。学校として留学生のための補講などはできないという方針なら当初から入学させるべきでない。入学させた以上絶対に卒業させる覚悟を。国試も必ず受験させるように。但し、日本語以上に大事なのは基礎学力の有無。この判定の工夫を。

経営者側との合意を。絶対に妥協しないように。学校の信用、受入れ責任の問題と考えるべき。

- ・ 入学後の受入れ体制－留学生が安心して学業に専念できる環境づくりが必須。

授業では、専任教員だけでなく、非常勤講師に理解と協力を求めること。教え方の工夫を。

授業以外では、アルバイト、在留資格更新、文化交流、生活全般における相談できる担当者を。

※入学後の在留資格更新で、入管から断られるケースが多発。

日本語学校在学中の資格外活動の時間超過の問題。→どう事前チェックするか？

修学資金と保証人（介護施設）との問題。

金で縛るだけでは無理がある。事前の動機や行状の確認が大事。



2020年度
養成施設向け



2021年度
教員向け



2022年度
留学生向け

外国人留学生を受け入れる
介護福祉士養成施設向け
相談支援体制構築の手引き

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会

一般社団法人日本語教育振興協会
生活指導担当者（初任）研修会 毎年10月開催
生活指導担当者（中堅）研修会 //

2024年度
外国人支援コーディネーター養成研修

外国人との共生社会の実現に向け、外国人からの相談に対応する
専門人材を育成します。

受講申込書等は出入国在留管理庁ホームページから！

https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/04_00076.html

(昨年例)

一般財団法人日本語教育振興協会

令和5年度生活指導担当者（中堅）研修配布資料

日時:令和5年10月19日（木）10:00～17:20

会場:国立オリンピック記念青少年総合センター国際交流棟第1ミーティングルーム

配布資料：

- 1 日程・研修のねらい
 - 2 参加者名簿（機関名50音順/グループ別）
 - 3 講演「生活指導担当者として必要なこと」資料・主な質問
 - 4 講演「外国人共生社会の中の日本語教育機関」資料
 - 5 講演「今後の中堅生活指導担当者に必要なスキルと考え方」資料
 - 6 グループワーク1, 2シート
 - 7 グループワークのやり方と意図
 - 8 日本語学校の業務領域
(生活指導担当者・事務担当者)
- 日本語学校学生災害補償制度（パンフレット）
 - アンケート